

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について
藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）2月28日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）の一部
を次のように改正する。

別表第2 結婚休暇の項中「結婚する場合」の次に「（届出をしないが事実上婚姻
関係と同様の事情となる場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、結婚休暇の対象者の拡大に伴い、所要の改正をする必要による。